

三重県の地震・津波対策及び風水害等対策について

1 三重県新地震・津波対策行動計画の実践について

県では、東日本大震災の発生をふまえ、地震・津波対策の検討を先行させ、「三重県地震被害想定調査」を行うとともに、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の大幅な見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を進め、これらを平成 26 年 3 月に公表しました。

このうち、「三重県新地震・津波対策行動計画」は、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示したものです。平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年の計画期間において、計画が着実に実践されるよう、毎年、関係部局から取組状況の報告を受け、進捗管理を行うこととしており、現在、平成 25 年度の実績の把握と検証を進めています。

また、本計画が県庁内だけでなく、市町、防災関係機関、自主防災組織、県民へと広く周知されるよう、ホームページでの公開、冊子の配布のほか、関係機関等の協力を得ながら啓発にも注力しているところです。

防災・減災対策を着実に推進し、本計画がめざす「防災の日常化」の定着を図っていきます。

2 三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

平成 26 年 3 月に見直しを終えた「三重県地域防災計画」の地震・津波対策編に続き、平成 26 年度は、風水害等対策編を見直すこととしています。

今回の見直しでは、地震・津波対策編で新たに取り入れた、自助・共助の取組を重視することや、部隊活動を中心とした災害対策活動を前提とすることなどの方針を踏襲するとともに、平成 25 年度に実施した「風水害対策基礎調査」の結果等をふまえ、近年、国内に甚大な被害をもたらしている、台風、集中豪雨、竜巻、豪雪等にかかる災害対策を新たな観点から記載する方針です。例えば、タイムラインの考え方を取り入れ、台風等の風水害にかかる事前防災対策などについて記載することなどを検討したいと考えています。また、原子力災害対策についても、新たな項を設けて記載する方針です。

3 三重県新風水害対策行動計画(仮称)の策定について

「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直しに合わせ、「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」を策定します。

計画策定にあたっては、現行の「三重風水害等対策アクションプラン」から引き継ぐべき課題を整理するとともに、平成 25 年度に実施した「風水害対策基礎調査」の結果等をふまえ、近年、わが国に大きな被害をもたらした風水害における災害対策上の課題に着目して行動項目を設定することとしています。

なお、本計画は、「三重県新地震・津波対策行動計画」の計画期間との整合を図るため、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年計画とする予定です。